

令和7年度第1回千葉県スポーツ推進審議会 議事録

開催日時 令和7年9月2日（火）
午後2時から午後4時まで
開催場所 ホテルプラザ菜の花 4階 楨

1 出席者（敬称略）

<委員>（50音順）

笠原 政志、越川 均、佐藤 博紀、寺山 由美、花岡 伸和、原田 睦巳、
藤井 和彦、森島 由加、涌井 佐和子

<オブザーバー>

大目 智志、津田 亘彦、小柴 真岐

<事務局職員>

所 属			職 名	氏 名
環境生活部スポーツ・文化局			局長	板倉 由紀子
環境生活部 スポーツ・文化局	生涯スポーツ振興課		課長	小林 雄一
			副課長	出雲崎 渉
		企画調整班	班長	近藤 なつみ
		企画調整班	副主査	萩原 弘幸
		生涯スポーツ室	室長	國松 健朗
		生涯スポーツ室	副主査	矢口 周
		ちばアクアラインマラソン準備室	主幹	森井 優
	競技スポーツ振興課		課長	岩埜 直史
			副課長	波多江 美奈子
		施設・調整班	班長	鴫田 伸一
		競技スポーツ班	班長	関 秀彰
		国民スポーツ大会 関東ブロック大会班	班長	今村 篤教
健康福祉部	健康づくり支援課	健康ちば推進班	主事	本多 京音
	高齢者福祉課	地域活動推進班	主事	島袋 療太
商工労働部	観光政策課	新たな観光推進室	副主査	スバシ 彰子
農林水産部	環境農業推進課	食育推進班	主事	鎌田 祐実
県土整備部	公園緑地課	県立公園管理班	主査	岡野 幸一
教育庁 企画管理部	教育政策課	政策室	副主幹	飯塚 恵一
教育庁 教育振興部	生涯学習課	学校・家庭・地域連携室	主査	杉下 卓
	学習指導課	教育課程指導室	指導主事	石井 知愛子
	特別支援教育課	教育課程指導室	指導主事	和田 志門
	保健体育課		課長	佐藤 祐児
		学校体育班	班長	右崎 英志
		給食班	主事	藤居 裕典

2 議題

(1) 報告事項

- ①国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会について・・・資料 1
- ②ちばアクアラインマラソン 2026 について・・・資料 2
- ③第 13 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」令和 6 年度点検・評価（正式版）
及び令和 7 年度進捗管理報告について・・・資料 3－1、3－2
- ④令和 7 年度「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」の実施について
・・・資料 4

(2) 協議事項

- ・次期「千葉県体育・スポーツ推進計画」の策定に向けて・・・資料 5

【配布資料】

- ・ 資料 1 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会について
- ・ 資料 2 ちばアクアラインマラソン 2026 について
- ・ 資料 3－1 第 13 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」令和 6 年度点検・
評価報告書（正式版）及び令和 7 年度進捗管理報告書
- ・ 資料 3－2 令和 6 年度点検・評価報告書（暫定版）における委員意見への
対応について
- ・ 資料 4 令和 7 年度「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」
実施要領、調査用紙
- ・ 資料 5 協議事項資料 次期「千葉県体育・スポーツ推進計画」の策定に
向けて
- ・ 参考 スポーツ基本法、千葉県行政組織条例

3 議事録

【事務局】

それではただいまより、令和7年度第1回千葉県スポーツ推進審議会を開会いたします。

なお本審議会の委員総数は10名のところ、本日の出席者は9名ということになります。資料の参考にございます、千葉県行政組織条例の第32条第2項に定める会議の開催について、委員の半数以上の出席が必要であるという成立要件を充足しておりますことを御報告いたします。

初めに、本日御出席の千葉県スポーツ推進審議会委員の皆様を御紹介いたします。

笠原 政志 委員です。

越川 均 委員です。

佐藤 博紀 委員です。

寺山 由美 委員です。

花岡 伸和 委員です。

原田 睦巳 委員です。

藤井 和彦 委員です。

森島 由加 委員です。

涌井 佐和子 委員です。

続きまして、オブザーバーの皆様を御紹介いたします。

千葉県小中学校体育連盟 大目 会長です。

千葉県高等学校体育連盟 津田 会長です。

千葉県特別支援学校体育連盟 小柴 会長です。

皆様本日はよろしくお願いいたします。

続きまして、環境生活部スポーツ文化局の板倉局長から御挨拶を申し上げます。

【板倉スポーツ・文化局長】

千葉県環境生活部スポーツ・文化局長の板倉でございます。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用の中、千葉県スポーツ推進審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より委員の皆様には本県のスポーツ振興に当たりまして、御尽力いただいておりますこと、この場を借りまして、改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、今年度は、9月13日に東京で世界陸上が開幕し、その後11月15日からデフリンピックが開催されます。千葉県では、これらのイベントでスポーツに対する関心をさらに高めていきたいと考えているところです。

具体的には、世界陸上に向けたオランダ陸上競技選手団の事前キャンプを、県の総合スポーツセンターで受け入れを予定しており、今週末には県民との交流事業の実施も予定しているところです。また、デフリンピックにつきましては聖火リレーの代わりに、キャラバンカーが全国を回ってPR活動をしているところであり、10月19日から26日までの一週間で千葉県内を巡る予定となっております。このような機会をとらえ、デフ

リンピックの県調整にも取り組んでまいります。

本日の審議会では、今年度の国民スポーツ大会や、全国障害者スポーツ大会等の報告をさせていただきます。その後、協議事項といたしまして、次期第 14 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」の策定に向けて、皆様に御協議いただきたいと考えております。来年度が計画最終年度となる、第 13 次計画の進捗状況や課題を確認するとともに、本年 6 月のスポーツ基本法の改正や、近年の社会情勢の変化等を踏まえて、委員の皆様には専門的な見地から、次期計画策定に向けた御意見を賜りたいと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは議事に移ります。議長につきましては、越川会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは次第に沿って議事を進行いたします。

まず、報告事項につきまして、事務局から説明をお願いします。

【岩埜競技スポーツ振興課長】

競技スポーツ振興課長の岩埜と申します。よろしくお願いいたします。第 79 回国民スポーツ大会についてご報告いたします。資料 1 を御覧ください。

本年は障害者スポーツ大会と合わせて、「わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ」を愛称とし、滋賀県で開催されます。

国民スポーツ大会についてですが、会期は 9 月 28 日（日）から 10 月 8 日（水）までの 11 日間で、陸上競技、サッカー、テニスなど 34 競技が行われます。

また、会期前実施競技として 9 月 6 日（土）から 15 日（月）までの 10 日間で水泳、ビーチバレー、体操の 3 競技が、9 月 21 日（日）から 25 日（木）までの 5 日間で自転車競技が行われます。

開会式は 9 月 28 日（日）に、彦根市の平和堂 H A T O スタジアムにて行われます。主な会場は大津市、草津市、彦根市などであり、滋賀県内 13 市 3 町などで行われます。各競技別の千葉県選手団の人数につきましては、次ページの別紙 1 の通りです。本県からは 33 競技、465 名の選手団を派遣する予定となっております。

【小林生涯スポーツ振興課長】

生涯スポーツ振興課長の小林でございます。

続いて同じ資料の 2 番、第 24 回全国障害者スポーツ大会についてですが、会期は 10 月 25 日（土）から 27 日（月）までの 3 日間で陸上競技、水泳など 14 競技が行われ、開会式は 10 月 25 日（土）に国民スポーツ大会と同じく、平和堂 H A T O スタジアムにて行われます。各競技別の千葉県選手団の人数につきましては、2 ページ後ろの別紙 2 のとおり、本県からは 8 競技に監督選手、コーチその他を合わせまして、127 名の選手団を派遣する予定です。

続きまして資料2を御覧ください。

ちばアクアラインマラソン 2026 について御報告いたします。本年7月に開催しました、ちばアクアラインマラソン実行委員会総会において、令和8年 11 月8日（日）に7回目となる、ちばアクアラインマラソンを開催することを決定いたしました。次回大会でもフルマラソン、ハーフマラソン、車いすハーフマラソンの3種目の実施を予定しており、10月に開催する次回総会においてコースや定員、参加料等の大会要項を決定する予定です。

続いて資料3-1を御覧ください。

「千葉県体育・スポーツ推進計画」令和6年度点検・評価報告書については、前回3月の審議会において、暫定版をお示しし、委員の皆様から御意見をいただきましたが、今回正式版としてまとめさせていただきました。

次の資料3-2で、前回の審議会においていただいた御意見を踏まえて修正した点をお示ししておりますので、資料3-2の1ページを御覧ください。No. 2の運動部活動満足度につきましては、総括の記載に「中学校は、顧問が競技未経験で専門的な指導ができないこと等が背景にあると考えられるとあるが、推測の域を出ないのではないか。高校が増えていることだけを指摘すれば十分ではないか。」との御意見をいただきまして、こちらについては中学校に係る記載部分を削除しました。

また、No. 3の運動部活動や地域のスポーツクラブへの所属状況とそれぞれの満足度の内訳については、アンケートから把握することができましたので、3ページの別紙の表を御覧ください。昨年度のアンケート調査の結果によると、学校での運動部活動に所属している児童生徒、地域のスポーツクラブに所属している児童生徒の割合は、それぞれこの表の赤丸で囲んだとおりとなっております。小学生は地域のスポーツクラブの方が多くなっておりますが、中学生・高校生は学校の運動部活動の方が多くなっております。満足度については、黄色く着色した部分が「とても満足」、「少し満足」の合計値になりますが、いずれの年代でも地域のスポーツクラブの方が、満足度が高い傾向にありました。

次に、資料の2ページにお戻りいただき、No. 4についてですが、県内の全小中学生を対象にした調査はございませんが、同じアンケート調査の結果では、学校の運動部活動又は地域のスポーツクラブいずれかに所属している割合は小学校5年生で42.1%、中学校2年生で55.5%となっており、部活動やクラブ活動以外の運動も含めた週1回以上のスポーツ実施率は小学校5年生で78.1%、中学校2年生で74.8%という結果でした。

次に、No. 5のアンケートでは、「主に運動・スポーツをどのように実施したか」について、選択肢を1つしか選べないが、実際のスポーツライフは複数の組み合わせによって成立しているため、「今、関わりを持っているものすべてを選んでください」という質問を追加してはどうか、という御意見につきましては、アンケートの設問を変更しまして、実施している運動・スポーツを複数選べるようにし、その中で一番頻度の高いものを1つだけ回答いただく問を設けることとしました。

以上が、3月にいただいた御意見への主な対応、回答でございます。

続きまして資料4を御覧ください。

令和7年度「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」についてですが、第13次

計画の実現に向けて、県民の運動・スポーツニーズに関し、継続的にモニタリングすること、また、計画の基本指標の進捗状況を把握することを目的に、今年度も調査を実施いたします。

調査対象については、昨年度から大きな変更はございません。引き続き、県内の幼稚園や、小中学校、高等学校、特別支援学校のほか、企業、生涯大学校、老人クラブ、障害福祉関係団体に依頼して、調査を進めてまいります。

昨年度からの変更点は、次のページを御覧ください。

回答者情報として収集している身長・体重については、調査先の団体からアンケートを回収しにくいという御意見をいただいております、プライバシーの配慮として回答は任意といたしました。

また、設問 10 の「主に運動・スポーツをどのように実施したか」については、先ほどの前回審議会の対応のとおり、複数回答可とする設問を追加するとともに、その中で最も実施頻度の高い運動・スポーツをお答えいただく形に変更いたしました。

最後に、回答方法についてですが、昨年度の第 1 回審議会でも電子化を進めてはどうかといった御意見をいただいております、調査先の団体からも同様の意見があったことから、今回から紙もしくはオンラインのどちらからでも回答できるようにし、回答者がより回答しやすい環境を整えました。

【議長】

報告事項ということでお話がございましたが、皆様いかがでしょうか。

【委員】

資料 4 の今後のアンケートを実施することについて、コメントになってしまいますが、私はスポーツ庁の運動・スポーツ安全検討会議にも参加しているのですが、運動実施について検討する際に、運動は良いというもの、運動すると怪我につながるかもしれないということもあり、スポーツ実施の妨げになっている可能性もゼロではないのではないかという論点があります。その中で、新体力テストの結果を有効活用してはどうかという意見が出ております。私も同意しておりますが、体力レベルが高いほど、運動実施率が高いかどうかという、関連性については貴重な情報だと思います。もちろんアンケートに関して身長・体重は任意ということで情報収集することが困難かもしれませんが、特に小学校・中学校の児童生徒を対象とする場合については、もし新体力テストの結果がわかるのであれば、細かな結果は難しいとしても、「結果についてわかる範囲で入力してください」という設問があると、体力レベルが高い者ほど運動実施率がどうなっているのかという関連性を計れると、体育・スポーツを推進する意義があるのではないかと、そういう環境を作るべきじゃないか、というところに対する根拠資料になるのではないかと感じております。

【議長】

ありがとうございます。今の件について事務局からいかがでしょうか。

【小林生涯スポーツ振興課長】

今の御意見も参考にさせていただき、どのようなことが可能か検討させていただきます。

【議長】

アンケートの中で、体重なども含めた実際の様々な能力を全部書いてもらい、それと運動実施率を比較できるといい、ということでしょうか。

【委員】

そのとおりです。このアンケートでクロス集計できるとよいのではないかという意見です。体育・スポーツを推進するという時に、どうしてもできる子とできない子との二極化が激しい中で、できない子をできるようにするための仕掛けとして繋げられるのではないかという意見でした。

【議長】

御検討よろしく願いいたします。

その他に、アンケートについての御質問、御意見ございますか。

【委員】

アンケート調査についてですが、今回から、ちば電子申請サービスも導入されるということで、視覚障害のある方へのアクセシビリティが少しでもよくなると思われませんが、調査対象を見る限り、視覚障害のある方がアンケートの対象か読み取れません。もし、視覚障害のある方が対象に含まれる場合、正確な回答は得られるのでしょうか。

【事務局】

視覚障害のある方については、視覚障害者協会に、毎年、このアンケートをお願いしており、依頼の際には文字を大きくする、ユニバーサルフォントを使用するなどの配慮も行うほか、読み上げソフトにも対応できるようにする等の細かい調整をさせていただいております。

【議長】

国民スポーツ大会については、昨年9位ということで惜しい結果でしたので、今年は取り戻す努力をするべきだと思いますが、関東ブロック大会が終わり、その結果を踏まえ、現在どのような状況か教えていただきたいです。

【岩埜競技スポーツ振興課長】

国民スポーツ大会の予選である、関東ブロック大会が、先週の日曜日に最後の柔道が終わり、全種目が終了しました。ブロックの通過数は、全体で72の競技種目が通過しました。昨年の通過数が74競技種目だったので、今年は2つ減っております。また、資料1の別紙1で、選手監督の数が今年は465名になっておりますが、昨年は488名ということで選手監督も少し少なくなっております。昨年の天皇杯では9位、皇后杯では7位という

ことで、天皇杯につきましては連続入賞を逃してしまいましたので、今年は8位に入賞したいと思っております。

選手団の中の注目選手としては、昨年のオリンピックでメダルを取った、レスリング競技成年女子の須崎選手や、体操競技のメダリストの谷川兄弟、橋本選手などが出場していただけるということで、その他各競技でも天皇杯入賞を目指して頑張ってくれるものと信じております。

【議長】

谷川兄弟と、橋本選手が話にあがりましたが、どのような状況でしょうか。

【委員】

数年来、成年男子はあまり成績が残せておりませんので、上位を狙いたいところです。本来であれば萱選手が出場する予定でしたが、残念ながらアキレス腱断裂をしてしまい、今回力を出すことができない状況ですが、大阪の成年男子もメダリストを揃えて出場してくるので、大阪と千葉の一騎打ちになるのではないかと思います。それは少年も同じような状況です。私は成年女子のコーチですので、成年女子の方もなんとかメダル圏内を狙って頑張っていきたいと思います。

【議長】

全国障害者スポーツ大会ですが、私は、今まであまり関わりがなかったので、どのような種目があるのか、少し調べたのですが、70 種目ほどあるようでした。千葉県の場合、今回は1 種目だけの出場ですが、団体種目は出場する選手を集めるのが、なかなか大変なのではないでしょうか。

【小林生涯スポーツ振興課長】

全国障害者スポーツ大会も関東ブロック予選があり、そこを勝ち抜かないと本大会に出場できないというシステムになっております。去年は1 つも団体競技が出場できませんでしたが、今年は知的のソフトボールが予選を突破し、2 年前の大会では全国大会でも好成績を収めており、かなり有力な種目となっております。ただ、他の競技は今のところ全国大会に辿り着く競技が少ないという状況です。

【議長】

資料3-2のNo. 4で、中学2年生の773人中429人が運動部活動又は地域のスポーツクラブに所属しているということですが、55.5%は少ないと思うのですが、いかがでしょうか。

【オブザーバー】

本校では、85%が運動部活動に所属しています。ただ、アンケートの母数の問題や、アンケート対象校の特徴などもあるので、その影響が考えられます。

【議長】

それでは、報告事項については終わりにいたします。

続きまして、協議事項に移らせていただきます。

協議事項について、事務局から説明をお願いします。

【小林生涯スポーツ振興課長】

現行の第 13 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」は、令和 8 年度で計画期間が満了となりますので、今年度から次期計画の策定に向けて、準備を進めていきたいと考えております。

資料の 1 ページを御覧ください。

第 13 次計画策定以降のスポーツを取り巻く環境の変化ですが、まず人口の減少、少子高齢化の進展では、本県の人口も 2021 年に減少に転じており、今後も減少が見込まれますので、スポーツの担い手の減少が課題であると考えられます。また、高齢者人口が今後も増えていきますので、健康寿命の延伸が重要となってまいります。

部活動の地域展開の推進では、2026 年度から 2031 年度までの 5 年間を改革実行期間と位置付けまして、2031 年までに、原則として休日の部活動の地域展開の実現を目指すとなっております。

それから多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の推進では、近年特に多様性に対する意識が高まっており、本県でも、令和 5 年 12 月に、千葉県多様性尊重条例を制定したところです。

また、スポーツの多様化については、スケートボードや BMX などのアーバンスポーツ、モルックやボッチャなどのユニバーサルスポーツ、e スポーツなどの多様なスポーツが普及してきました。特に e スポーツについては、2027 年に IOC 主催の「オリンピック e スポーツゲームズ」という大会の開催が予定されているほか、来年の名古屋アジア大会でも、正式種目への採用が決まっており、国民スポーツ大会での文化プログラムとして都道府県対抗 e スポーツ選手権というものが開催されるなど、スポーツとしての地位を獲得しつつあります。

気候の変化では近年の猛暑によりスポーツ実施への影響が深刻化しております。

また、本年の 6 月にはスポーツ基本法が改正され、前文に「する」「みる」「ささえる」に加え、「集まる」「つながる」という言葉が明記されました。

また、基本理念のところには、幸福の実現、ウェルビーイングや、地域振興、長寿社会、共生社会といった視点が明文化され、基本的施策には e スポーツに関する記述も追加されており、次期計画にはこれらも考慮していく必要があるものと考えております。

次に 2 ページを御覧ください。

第 13 次計画の主な取り組みの進捗状況について御説明いたします。時間も限られておりますので、主なものについて説明をさせていただきますが、まず、リンク A「子どもの体育・スポーツ活動の充実と体力の向上」では、ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業として、県内のプロスポーツチームに御協力いただき、選手・コーチを県内の小中学校等へ派遣し、スポーツ教室や講演会等を実施しており、令和 6 年度は 20 校に派遣しました。

次に、リンク B「人生を豊かにするスポーツの推進」では、2 つ目の働き盛り・子育て

世代のための運動リーフレットの作成ということで、笠原委員に御協力いただきまして、お手元に配布しましたリーフレットを作成しました。スポーツ実施率の低い働き世代、子育て世代向けに、体のセルフチェックと、簡単なエクササイズを紹介する内容となっており、このようなリーフレットも活用して、スポーツ実施率の向上につなげていきたいと考えております。

次に3ページを御覧ください。

リンクC「誰もがともに楽しめるパラスポーツの推進」では、パラアスリート等の学校訪問や、パラスポーツフェスタの開催、特別支援学校を活用したパラスポーツ教室の開催など、様々な事業を実施いたしました。

リンクD「スポーツ環境の整備・充実」では、令和10年度の供用開始を目指して、総合スポーツセンター体育館の現地建て替えを行うとともに、その他の施設についても、必要な施設整備を進めております。

次に4ページを御覧ください。

リンクE「競技力の向上とクリーンでフェアなスポーツの推進」では、千葉県競技力向上推進本部事業としてアスリートの強化支援を行うとともに、トップアスリート等活用事業として、選手強化事業の成果を地域のスポーツの推進に還元する取組を行っております。

最後に、リンクF「スポーツの価値の発信とスポーツによる地域づくり」では、千葉ロッテマリーンズ、千葉ジェッツをはじめ、県内8つのプロスポーツチームと連携して、児童・生徒を公式戦に招待する、「ちば夢チャレンジ☆パスポート・プロジェクト」を実施しており、令和6年度には合計で11万6,100人の招待を行いました。

次に5ページを御覧ください。

本計画の指標のうち、AからFの各リンクにおいて設定した指標の達成状況でございます。全29指標のうち、昨年度末時点で、すでに達成しているもの、8割以上達成しているもので、55.2%となっております。現時点で未達成の指標や、目標が経年増加で計画期間終了時に評価するものの中にも、順調に推移しているものもありますので、計画終了時点では達成率はさらに増えるものと想定しております。

それでは各リンクにおける指標の推移と、課題等について、7ページを御覧ください。

まず、リンクA「体育の授業が楽しいと感じる割合」ですが、小学5年生で83.2%、中学2年生で82.8%となりました。運動習慣の二極化が進んでおり、児童生徒にスポーツの楽しさを感じさせ、主体的に運動に取り組めるようにすることが課題となっております。

次に、リンクB「成人の週一回程度のスポーツ実施率」ですが、過去3年間を通して、全世代で目標未達であり、特に40歳から59歳の働き世代が低調となっております。仕事や家事等で多忙なことが要因と考えられ、ライフステージに応じた運動機会の創出が課題となっております。

次に8ページを御覧ください。

リンクC「パラスポーツの観戦・体験率」は、令和4年度と令和6年度で目標を達成しています。今後も引き続き、障害のある人がスポーツに参加できる環境や、障害の有無に関わらず、パラスポーツを楽しめる環境づくりが必要と考えております。

続いて、リンクD「体育施設年間利用者数」ですが、これは県が管理している総合スポ

ーツセンター等の体育施設の利用者数になっております。令和6年度は約89万3,000人で、目標数との乖離が大きくなっておりますが、これは令和元年の台風被害によって、総合スポーツセンターの体育館が利用中止となった影響が大きく、令和10年度の供用開始を目指して、現在建て替え工事を進めております。

次に9ページを御覧ください。

リンクE「国スポ入賞」ですが、令和6年度の国スポ順位は、惜しくも9位でしたが、令和5年度までは7大会連続で入賞を果たしております。

最後に、リンクF「トッププロスポーツチームとの連携事業を実施した市町村の割合」は、ちば夢チャレンジかなえ隊の派遣を行った市町村の数ですが、目標は未達ながら、派遣市町村数は確実に増加しているところです。本県は、多くのプロスポーツチームが所在しており、トップレベルの選手の技術を間近で体験できるという機会に恵まれておりますので、引き続きプロスポーツチームと連携し、様々な取組を展開していきたいと考えております。

次に10ページを御覧ください。

現計画の策定から3年が経過し、スポーツを取り巻く環境も変化する中で、スポーツの価値や意義、効果等を踏まえて、スポーツを通じてどのような社会を実現していくかについて、次期計画の基本理念や、目標等に反映していきたいと考えております。先般のスポーツ基本法の改正概要をもとに、論点を整理しましたので、こちらをもとに御意見いただければと思います。

まず、次期計画におけるスポーツの定義についてですが、現行計画では競技、生涯スポーツに加え、散歩やサイクリング、通勤中の1駅歩きなども含めて、スポーツと捉えております。前回の審議会でも御意見をいただいたところですが、働き世代や、子育て世代の方が運動できない理由として、仕事や家事、子育てが忙しいというのが多くなっておりますが、一方で、厚生労働省の健康づくりのための身体活動運動ガイドでは、家事や通勤、通学など、いわゆる3メッツ以上の生活活動についても健康づくりという面から推奨されており、この後にも出てきますが健康や、長寿社会といった、スポーツの価値や意義を強く打ち出すには、スポーツの範囲をもう少し幅広く捉える必要があるのではないかという点と、それからeスポーツについては近年、急激にスポーツとしての地位を獲得しつつありますが、eスポーツにもバーチャルサイクリングやバーチャルサッカーなど、実際に体を動かして画面を見ながら楽しむものと、格闘ゲームやパズルゲームのような身体運動を伴わない、手でコントローラーを動かすようなものと、様々なものがございます。現計画ではeスポーツについて特に触れておりませんが、eスポーツを次期計画で、どのように位置づけるかについても検討が必要と考えております。

次に、スポーツとの関わり方に関して、現計画の基本理念は「「する・みる・ささえる」スポーツのさらなる推進～知るから広がる充実スポーツライフ～」としておりますが、改正スポーツ基本法では、「集まる」「つながる」といった視点が導入されましたので、次期計画には「集まる」「つながる」といった視点を加えてはどうかと考えております。

最後に、スポーツの価値や意義についてですが、現計画では「健康で活力ある生活の実現」、「互いに支え合うコミュニティの形成」、「パラスポーツの充実・発展」と、記述されております。スポーツ基本法の改正で基本理念として示された考え方は(ア)から(エ)

のとおりであり、(ア)のウェルビーイングの考え方については、現計画に記載はありませんので、今後、重要な観点になるのではないかと考えております。(イ)健康で活力に満ちた長寿社会、(ウ)共生社会、(エ)地域振興については、現行計画でもある程度触れられておりますが、もう少し幅広く捉えていく必要があるのではないかと考えております。

その下の参考部分については、国のスポーツ基本計画においても、現計画が県の計画と同じ、令和8年度までの計画となっており、次期計画の策定に向けた検討が進められております。こちらは7月15日に開催されたスポーツ審議会の資料の一部を掲載しておりますが、引き続き国の動向についても注視してまいります。

最後に11ページを御覧ください。

計画改定のスケジュールですが、本日の御意見等を踏まえ、次回、令和8年3月の審議会で、基本方針の案や、構成図の案をお示しし、7月に骨子案、11月に計画本文の素案と、指標の案をお示しし、12月のパブリックコメントを経て、令和9年2月の審議会で、次期計画を策定するというスケジュールを考えております。

令和8年度は計画策定年度ということで、3回の審議会の開催を予定しております。

【議長】

ありがとうございました。

今が13次計画の4年目ということで、14次計画を作るということになります。

その前提となるのが、この前の6月の国のスポーツ基本法の大規模改正がございました。それを踏まえて、こちらの方にも対応していくということになると思います。

では、事務局から説明のあった論点について、御意見を伺いたいと思います。

論点(1)のスポーツの範囲ですが、日常生活の中で家事や通勤、通学も3メッツ以上あれば運動と考えるかどうかという点と、eスポーツをどのように含めるのかという点について話を進めていきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

お話いただいた論点については、改正されたスポーツ基本法にも書かれている「集まる」「つながる」という視点と、ウェルビーイングという視点が強調されているので、スポーツを通じたウェルビーイングという観点から、心身の豊かさというところになると、eスポーツを通じて人がつながる、もしくは心が豊かになるという視点を持つのであれば、含まれるという考え方になるのではないかと思います。

一方、昔ながらの身体活動を伴うのかという観点で、どうしても引っかかるところです。eスポーツ協会との繋がりがあってお話をするとき、どうしても目が疲れる、指を使う、これもある意味では身体活動であり、トレーナーという立場で目のコンディショニング、指のコンディショニングについても相談を受けております。ある意味では、それも身体活動として捉えていくべきなのか、というところも論点にもなっております。

しかしながら今、国が定めるようなウェルビーイングや、「集まる」「つながる」というところで、心の豊かさというところも含めてスポーツであるならば、含まれるという考え方にはなっていくだろうという部分があります。

また、何を目的とするのかというところがとても大事であり、身体活動が目的ではなく、

例えば生活活動も含めていくべきかどうかということで考えると、体をもう少し健康にしたいからという目的の中に、身体活動、スポーツがあるのではないかと思います。身体活動に限らず何でも度外視で考えてしまうと、生きていること自体がスポーツになってしまうので、目的がどういうことなのか、心身の健康のためにということであるならば、そのための運動となると、生活活動で通勤自体が苦痛であれば、これは運動とスポーツということにもならないだろうと思います。県としてスポーツを通じてどうしていきたいかというところ、そのためには普段の生活活動以外にもしっかりと体を動かす機会を作りましょうということであるならば、生活活動は含まれないという考え方になるのではないかと思います。どのようなことを県として目指しているのか、それに向けて、どの活動がそこに含まれるのかを考えることが必要ではないかと思います。

【議長】

どのようなものを、何を目指していくのかで、変わってくるのではないかというお話でございました。課題があって、それを達成したかどうかを、指標を作って評価することになりますが、様々なものを組み込んでしまうと指標を示しづらくなってしまいます。そのため、そのようなものをしっかりと評価できるような基準、指標を作っていくということも考えなければならぬと思います。

その他、いかがでしょうか。

【委員】

線引きをしなければならないが、それが難しいと思いながら説明を聞いておりました。メッツ表を見ておりますが、例えば歩行という日常生活動作で車いすを漕ぐのは3.8メッツになっているので、僕だったら含まれるのかなと思ったのですが、もっと重度の障害がある方の場合、そこを下回ってしまうというところがまず1つです。そのため、3メッツ以上でないと、スポーツではないという考え方は、私からは意義があるところではあります。

では、こういったものがスポーツなのかということですが、デポルターレという言葉がありますが、これは非日常を自由に楽しむというところから来ていると思います。何が日常生活なのかは人によって様々だと思います。どのような活動が日常生活なのかという基準を考えると、どうしても行っている人間が多いところの基準になりがちだと思います。そこが生活活動と繋がり、多くの人たちが行っているのが日常生活の当たり前と決めてしまうと、外れてくる人が必ず出てしまいます。誰一人取り残さないと考え、その人それぞれの基準が作れるような、非日常の身体活動もしくは頭の活動も含めるというところで行くと、それもスポーツなのではないかというところを、基準に考えていただければと思います。3メッツ以上の身体活動と言ってしまうと、完全に外れてしまうので、ここは外していただければと思います。

e スポーツについては、スポーツに含めてほしいです。先ほど眼球の話も出ましたが、今、五体満足のアスリートでも視線トレーニングを行います。例えば、視線入力でe スポーツに参加するや、eye トレーニングしたらどうなるのかというところで考えると、それはもう立派なスポーツであり、トレーニングになっているのではないかと考えます。

【委員】

範囲として取り入れる前に、ひとまず現状は国の調査の中に入っております。今回、スポーツ基本法が改正されましたが、スポーツの定義そのものは変わっておらず、運動競技、その他の身体活動となっており、この身体活動の中にいわゆる生活活動が入っており、この生活活動の中身というものが3メッツ以上のものということです。

私の理解では先ほど挙げられた厚生労働省のこの指針に、文部科学省、スポーツ庁が乗り、平成29年ごろからの調査だと思いますが、その生活活動である階段昇降や、一駅歩きなどを選択肢に加えています。スポーツ庁としては実施率を上げるための1つの方策として、階段昇降などを組み入れたと指摘されても仕方がないようなやり方をしています。つまり、これを県のレベルで捉えるときにそういう誤魔化しはいけないと思います。

入れるか入れないかですが、国が定めるものの中に入ってしまったということと、前回も申し上げたかもしれませんが、抵抗条件として挙がる子育てや、仕事の中には3メッツ以上の身体活動を伴う方もおり、厚生労働省の指針でいえば、漁業や農業など、仕事上3メッツ以上体を動かすことは生活活動としてカウントしていいということになっています。また、子供たちと活発に遊ぶ等も入っています。スポーツ実施にカウントするという視点を持ちつつ、質問が変われば、それが抵抗条件にもなっています。子育てや仕事が忙しいからスポーツができないという、矛盾があるということを前回申し上げました。

そのため、この問題に関して、きちんと見解を示す必要があります。

それを踏まえて、入れざるを得ないと思います。生活活動もスポーツ実施の中には組み込んでいかなければいけないと思います。流れとして、今後のウェルビーイングや、生活全般の中で体を動かすことに関して入れざるを得ないと思います。

しかし、県のスポーツ推進行政として、そこで生み出したい県民とスポーツの関わりというのは、階段を上る人や、一駅歩きをする人などを生み出すのがスポーツ推進施策ではないというところをはっきりさせないといけないと思います。

つまり、文化としてのスポーツを推進するという施策と、人々の健康づくりのための施策は区別して、私たちの守備範囲は当然のことながら前者であるという立場をはっきりさせる必要があります。

しかし、後者の人々の健康づくりのために体を動かす、エレベーターを使わずに階段を上る人が増える、子どもと活発に遊ぶ、仕事でも体を動かすということの延長線上でウォーキングする人が増えれば、我々の守備範囲にある文化としてのスポーツとの関わりにも影響が出ることが推測されるので、生活活動であったとしてもやらないよりはやったほうがよいわけです。生活活動はもちろん、私たちとしては否定する立場ではなく、推進する立場ですが、あくまでも我々がやるべきことは文化としてのスポーツの関わりを推進することです。この考えさえしっかりしていれば、私はどちらでもいいと思います。

ただし国のように、これを入れることで実施率が上がったというのはよくないと思いますので、この立場だけをしっかりとすべきというのが意見です。

【議長】

包括的に含めるのではなく、そのものに依じて、これはこのときは含めるし、含めないものは含めないということですね。

プロ選手としてバスケットボールをやっていた側から、いかがですか。

【委員】

難しいと思いながら聞いていました。

私もお酒を飲む機会が多いので、健康に悪いと思って走りますが、走らないといけないと考えるとストレスにもなります。それが楽しいのかなと思うと、どうなのかなというように考えています。

リンクA、B、Cといったときに、体育の授業が楽しいと感じる割合が85%ということでも高いと思います。私はずっと体育をやってきましたが、では、他の勉強が得意だったのかと言われると、他の授業は体育と比べるとかなり難しかったと、皆さんのお話を聞いていて思いました。

我々はスポーツを発展させていきたい部分と、ウェルビーイングというところで考えると、何をするにもきっかけは必要で、スポーツを様々な人に活動していただくという意味ですと、3メッツ以上というのはとてもわかりやすいと思います。1日の中で自分が達成できたみたいな指標があると、日々の生活が豊かになっていくと感じました。運動していると、英語でも数学でもなんでも不得意なところが少し達成できたというのを実感できるものが、この指標になってくると思いました。

スポーツという分野に少しでも携わってもらえるような状態をわかりやすく、例えば子どもたちが、これができたや、スポーツに興味のなかった人がこれをきっかけに日々の生活が豊かになってくるような指標があるといいと思いました。

【議長】

健康のために体を動かす、動かすならばスポーツをやれば楽しいというようなことだと思います。

では、論点(2)に進みます。スポーツとの関わり方ですが、「する」「みる」「ささえる」に、「集まる」「つながる」という視点を導入するということです。

私は昨日、千葉若者未来応援会議という健康福祉部の会議に参加してきました。出会いの場を作ろうということで、千葉ロッテマリーンズの観戦ツアーや、木更津ロードレースに参加して皆でリレーマラソンをするという、みんな楽しく、わいわい和やかに何かやろうという形で、この2つがあるそうです。つまり、両方ともスポーツのイベントです。

集まるということで考えると、やはり、そういうものがあれば集まりやすいと思います。また、地域社会の部活動のような形だとも言っておりました。「ちば部」という話をしておりましたので、そのようなところに集まって、それをきっかけに発展していこうということでスポーツの企画がこれからも増えるのではないかという印象を受けました。そのことを考えても、集まったり繋がったりするにはスポーツは絶好の機会と感じました。

【委員】

私個人としては、賛成です。

実際に、子どもたち等を対象としても身体活動を通じて、友達が増え、もしくは仲間と一緒に過ごすというようなことに対してプラスになるということはエビデンスもあります。

それはまさしく「集まる」「つながる」というところにも通じており、コロナ禍を通じて個別的な手段になっている、もしくは個人の活動が増えているという中で、スポーツという手段を通じて、人が集うことによるプラスは、やはりスポーツが持っている大きな力ではないかと思いますので、国が示したところに合わせて、県としても、「集まる」「つながる」を視点に入れて、そこに関わる施策をどう考えるかということができるといいと思います。

【委員】

私も、この「集まる」「つながる」は是非入れていただきたいと思います。

リアルに集まるというのが、例えば思春期をコロナ禍で過ごした子どもたちにとっては、ハードルが高いというのが現状だと思いますので、そういったところと反する力がスポーツにはあるというのを進めていただきたいと思います。また、「つながる」という場がリアルでなければならぬかという点、そうではないと思います。ですので、先ほどのeスポーツにも繋がる話ですが、例えばメタバースで集まったり繋がったりというインターネットを介したコミュニケーション、コミュニティの形成というものも、スポーツに含めていただけると非常によいのではないかと思います。

繰り返しになりますが、ダイバーシティを尊重していくという視点からも、大賛成です。

もし可能であれば、国は言っておりませんが、「する」の前に「知る」を入れていただくと非常にありがたいと思います。多すぎるかもしれませんが、これだけ世の中に情報が溢れてしまうと、正確な情報や、自分が本当に必要としている情報に逆に辿り着きにくくなっていると思いますので、行政が施策として進める以上、「知る」というところに手を加えていくということも、御一考いただけるとありがたいです。

【委員】

感想としては、また新しい言葉が出てきて大変だなというところです。

第13次計画の概要版の中でも、「知る」の具体的な中身が必要ということで、いろいろ大変な御苦勞をおかけしてまとめていただいた記憶がありますが、「集まる」「つながる」というのは主体がはっきりしない、誰がどこでどのように集まったり繋がったりするのかということです。「つながる」等と出すことは簡単ですが、それをどう解釈して具体的な施策として形成していくのか、イメージを共有していくのか、とても難しい問題だと思います。

ただ、入れるか入れないかという点、入れざるを得ないと思います。その際に、結局「集まる」「つながる」というのは決して新しい視点ではなく、スポーツがもたらす価値の中でいわゆる対個人的な価値というものがあり、もう一方で社会的な価値というものがあり、これは例えばスポーツが盛んになれば人との繋がりや活性化や、地域が元気になるということです。社会的な価値は以前から言われてきたことであり、スポーツを推進する

ことによって、個人的な価値と社会的な価値を同時に達成できるところが、スポーツ文化の最も優れた点です。

そういう意味では、スポーツに言及するならば、スポーツをやる人が増えれば、やる人にとっては様々な価値が得られますが、果たして、社会的に e スポーツのプラス価値というのはどれくらいあるのだろうかというところで、個人的にはまだ疑問がありました。それがオンラインであったとしても繋がる人が増えるということであれば、もうそろそろそのようなことにいちいち反対している時代ではないかとも思いますが、社会的な価値は元来あるものなので、それがただ出てきたにすぎないという理解でいいのではないかと思います。

なぜこれが出てきたにすぎないかというと、これは簡単で、今までこのスポーツの社会的な価値というものが十分に発揮されてこなかったから、出てきたのだと思います。さかのぼれば、総合型地域スポーツクラブにも、地域スポーツクラブを作ることによって、地域の人たちが集まるということが当然想定されていましたし、今般の部活の地域展開、これは地域スポーツの改革という性質がだんだん強くなってきていますが、今までの我が国の特に生涯スポーツ推進の中で、スポーツの持つ社会的な価値というものが十分に発揮されてこなかった、スポーツという機会が地域の人たちが、多様な人たちが集い合うということが出来ていなかったから、この言葉が出てきたということなので、そういう意味では目標としてこれを設定することは必然なのではないかと思います。ただあまり大げさに捉えず、その根本・原点を考えれば、個人的な価値と社会的な価値の、今まで達成されてこなかったことに改めて目を向けるというぐらいの意味合いでいくといいのではないかと思います。

【議長】

私の経験になってしまいますが、例えば国民スポーツ大会は様々な県に行きます。そうすると、今は大体ホテルに泊まりますが、昔は民泊だったので、千葉県の手がかりを合をやるとしたら、その地域の人たちが大挙して応援に来てくれました。そういう繋がりができたりします。

普通、スポーツは集まったり、繋がったりしますが、あくまでもその自分の世界だけで、例えば私はずっと柔道部でしたが、他の部との繋がりはなく、柔道部だけで繋がります。他と一緒に交流しようということはないです。そのように、スポーツで仲間は集まりますが、それ以外にあまり広がっていかないような気がします。そのため、もう少し広がりを持ってみんなで繋がっていかうという発想も1つあってもいいのではないかと感じました。

【オブザーバー】

スポーツの範囲と、関わり方を考えましたが、やはり e スポーツは外せないと思います。「集まる」「つながる」というのを、我々が小さいころはサッカーや野球などでしていましたが、今の子どもたちはゲーム機を持って階段で縦に座ってみんなで遊んでいるのは変である、という話が何十年前くらいにありました。それも「集まる」「つながる」といえばそうであり、我々が昔遊んでいた芝生は今閉鎖されて、入ってはいけないと言われていることも考えると、集まったり繋がったりする1つの手段としてゲームがあり、

通信制の学校が大々的に学校の魅力として e スポーツを広告として出していることもあります。それを見て、子どもたちは目を輝かせており、そこに行って e スポーツをするというのも 1 つの魅力だろうと思います。そのため、「集まる」「つながる」を入れることは必然だと思いますし、いわゆるレクリエーションと言われるものも全部「集まる」「つながる」と感じます。

そうすると、スポーツというと限定的に聞こえてしまいますし、広い意味で、狭い範囲でみんなと繋がることを付加価値があるというならば、スポーツの範囲が段々と広がっていくのはもう必然なのではないかということを、ずっと思っていました。

【委員】

私は特別支援学校におりますので、「集まる」「つながる」と言語化することで、みんなが意識できるのではないかと思います。

e スポーツについても、以前、e スポーツのクラブをやりたいから顧問になってほしいと、積極的にお願いしてくる生徒もいましたので、やはりそういう時代であると思います。みんなが様々な形でスポーツに関われることがまず第一歩であり、そこからいろいろやっていくのだと考えております。

【議長】

それでは、論点（3）に進みます。

論点（3）はスポーツの価値や意義についてですが、これはそこまで難しいことではないと思います。ウェルビーイングや、長寿社会の実現、共生社会、地域振興の推進を、スポーツとして見ると、いかがでしょうか。

【委員】

皆さんのお話を伺い、大変難しいと思いましたが、スポーツの定義からどう捉えるかによって考え方や、方向性も変わってくると思います。それが異なると、論点（2）の「集まる」「つながる」の話も、また違う視点になると思います。

スポーツといった時に、スポーツ種目のことを一番に考えなければならない範囲なのではないかと、皆さんのお話を聞いて思いました。同時に、スポーツ種目にかかわらない身体活動も含めて、県民に提示ないしは示唆していくことが大事なのではないかということであると理解しました。

そうすると割合もあるかもしれませんが、五分五分ということではないかもしれませんが、もし生活活動というか身体活動も含めて捉えていくとなったとすれば、例えば通勤で毎日 10 分歩く方が、嫌々歩く 10 分を違うように歩いてみようと思うこととか、階段とエスカレーターがあったら、階段を上てみようというように、身体活動の楽しさのようなものに気付いていく示唆を出していくには、どうするのかと思いながら聞いていました。

論点（2）の「集まる」「つながる」は、スポーツ庁にならないといけないのかもしれませんが、そういう方向性にはなってくるのではないかと思います。否定するわけではなく、今、若い学生を見ていると、みんなネット上で集まっているし繋がっておりますが、

面と向かって全然話せないという状況です。裏アカウントで書かれてしまうという文化を中学校・高校で過ごしているので、多分相手が信じられないというよりも、そういうコミュニケーションをしているのが今の若い方なのだと思います、その「集まる」「つながる」という概念も私が思っているものと異なると感じますし、友達という概念も多分少し異なると思います。

なので、これからの皆さんが繋がるや、集まるといった時に、繋がり方・集まり方という質感の方が本当は問われるべきなのではないかと考えると、スポーツや身体活動を通して、人と人が繋がるという実感、感覚みたいなものを強く言っていかなければならないと、個人的には思います。

ウェルビーイングとはどういうものなのか、という具体的な像が特に皆さんバラバラだと思うので、それをどのぐらい統一していくのか次第で、決まっていくのではないかとこのように聞こえました。

集まれば幸せということもないと感じますので、そうではなく、一緒に動いて、勝ったり負けたり、汗をかいたりしてということで見えていくという、現実的なそこに戻った考え方というのもまた大事ではないかと思うと、個人的には e スポーツは入れていいと思いますが、「e スポーツだけ」だと少しまずいのではないか、「e スポーツも」であればいいのですが、「e スポーツだけ」になってしまうと、身体を使うスポーツと一緒に言われたときに何となく違和感もあると思いました。

一方、スポーツ種目に目を向けたときに、一昨日、柏レイソルの試合があり、黄色いシャツを着た方々がグラウンドに向かうのを見ましたが、おそらく柏市民以外も来ていて、相手チームも違う色の T シャツを着て集まっており、自身がサッカーをやっているわけではなく、純粹に応援に行っていると思います。それこそ暑い中、応援に行くことを楽しんでいると思うと、スポーツには私達が言い当てられないような魅力があり、独特の応援の仕方や、独特の歌があり、「レイソルフアンはこうだよ」という文化のようなものも楽しんでいると思うと、そのような点も考えなければならないと思います。

それこそ、何となく集まっているや、繋がっているという感覚を皆さん持っており、勝ち負けで怒ったり、笑ったりすると思います。さきほど、「知る」という考えが必要という意見が出ましたが、興味があったら、ここを見ればレイソルのことがわかるというものがあれば、きっかけとしてとてもよく、予備知識があると、この選手がこのように変わってきたと分かると思います。各チームのホームページに行けばあると思いますが、県としても県にかかわりのある人を応援していくみたいなものも、方法としてあるのではないかと思います。

【議長】

スポーツ基本法を否定はしないが、反映を濃くするか薄くするかというのは任されるのではないかとこのことだと思います。

【委員】

質問ではなくコメントですが、「つながる」という言葉は、2013 年の厚労省の身体活動ガイドラインに初めて出てきました。その時の「つながる」のニュアンスとして、1 つは、

ソーシャルネットワークで、健康度の観点から、人とのつながりが濃い人ほど長生きをすることがわかっているのです。運動を資産としての「つながる」という意味と、もう1つの意味は、これまでは運動していない人を運動するようにといったガイドラインがあり、運動をすでにしている人は何も求められてなかったのですが、このガイドラインで使われている「つながる」は、すでに運動習慣のある人がやっていない人を引き込んでいきましょうというニュアンスが含まれていました。

つまりスポーツの推進となると、普段からやっている人はもういいよとなっていたのですが、やっている人が主体となって働きかけましょうというニュアンスが含まれていたのです、これはとてもいい考えだなと思いました。

先ほどの論点（1）での3メッツの話ですが、厚生労働省の考えでは、スポーツは前面に出てきません。まず身体活動があり、その中に生活活動と運動があり、その運動の中のごく一部がスポーツという全体構造があります。この文章を見ると、何となくそれを真似ているような中途半端な位置づけであり、あくまでも基本はスポーツを推進する中に、こういうことも大事だというサブ的な要素にしなければ、何となくこれは無理やり生活活動を重要用語としてパラレルに持っていきたいようなニュアンスに読めてしまい、どうして生活活動を3メッツと出しておきながら、運動は3メッツと出てないかと読めてしまうので、わざわざこういうことを明文化しなくてもいいと思います。

【委員】

まず、スポーツは広いなと、焦点が絞れずにあります。幼児期の子どもたちの展開と論点（2）の「集まる」「つながる」というのは幼児期の子どもたちにとってとても重要であると思います。

スポーツというと、競技性の高いものや、レクリエーション的なものなどいろいろあると思います。子どもたちにとっては遊びの中で体を動かすということが主になってくると思いますが、そこで密に友達と関わることが子供たちの社会性を広げ、やってみて出来たことが自己肯定感を高め、もっとやってみたいという自主性が育つなど、スポーツを通して子どもたちが心身ともに健康に育っていくという明るいイメージが描けますので、この「集まる」「つながる」という視点の導入は賛成です。

【委員】

論点（3）ですが、スポーツ庁等々含めて「ライフパフォーマンス」という言葉を強調しているところが多いと思いますが、それについては敢えて触れずということなのか、それを細かくして（ア）から（エ）というようにしているのでしょうか。

【小林生涯スポーツ振興課長】

今回、次期計画のところで（ア）から（エ）というように示させていただいたのは、スポーツ基本法の改正に基本理念というところがあり、その中で今ここに書いてある4つの視点が明示されましたので、それを書かせていただきました。「ライフパフォーマンス」という言葉は、スポーツ基本法の改正の要旨の中にはありませんでしたので、それは入っておりません。

【委員】

ウェルビーイングについても、昔から英語としてある言葉です。私が専門としているスポーツ経営学でも、昔からスポーツ生活という概念があり、生活の中にスポーツをどう取り込めているかという、もともとあった言葉をどのように言い表しているかという側面があると思います。ところが、今おっしゃられたライフパフォーマンスみたいなものも、おそらく、イメージとして体力問題の中で、いわゆる行動体力ではなく、防衛体力の強さみたいなところにも繋がってくるのではないかと考えています。そのような言葉も改めて、これまでの考え方を再定義して、県民の皆さんに意識していただくという形でうまく使えば非常にいいのではないかと思います。

そのような観点から、先ほど申し上げたように「集まる」「つながる」も、スポーツが元来持っている社会的な価値というところに関係するものであり、論点（３）の価値や意義については簡単に言ってしまえば、（ア）が個人的な価値で、（イ）、（ウ）、（エ）が社会的な価値ということになります。

ただ、（イ）や（ウ）はスポーツが盛んに行われている活力ある社会というイメージだと思いますが、（エ）はスポーツによる地域振興の推進ということで、これは現計画ではなく、その前のスポーツ基本計画の中にもありましたが、資料５の１０ページの一番下の四角の中に書いてある、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」ということです。

とにかくスポーツが盛んになることによって、スポーツがスポーツ以外の領域にも貢献するという考え方であり、これはもう前から出ておりますが、出来てこなかったことであります。それが少し形を変えて、（エ）「スポーツによる地域振興の推進」という形で出てきているに過ぎないと思います。

例えば、総合型地域スポーツクラブのときも、やはり地域の生活課題の解決にスポーツが貢献するというような言葉もあったと思いますが、言わんとしていることは全く変わっていないと思います。ですから、論点（２）の問題も、論点（３）の問題もスポーツと人々が直接的に関わることによって、「する」や「みる」、「ささえる」、その人自身の心や体に得られる価値というのがスポーツの個人的な価値になります。スポーツをやる人同士が活発に交流していく、これはいわゆるスポーツ界の中での社会的な価値です。今度はスポーツの世界を越えて社会全体の問題を解決していく、これが（エ）でいうところの地域振興や生活課題の改善だと思います。だから、この３つぐらいのレベルでしっかり捉えることができればいいかなと思います。

個人的な価値と社会的な価値、ここまでがスポーツの価値ですが、最後はスポーツの枠も越えて、社会に対して持たせる価値というものが想定されているということです。

これを行政の言葉などで言えば、（ア）が個人の心身に対する価値というのが、スポーツを推進する上での直接的なアウトプットだと思います。そして、（イ）、（ウ）、（エ）はアウトカムとなります。

しかし、（イ）や（ウ）はスポーツ推進に関わるアウトカムだと思いますが、（エ）になるとスポーツの枠を超えて、社会全体に波及していくようなアウトカムということだと思うので、そのようなレベルで区別していくのがいいのではないかと思います。

【委員】

社会的健康のお話をされていると思って伺っておりました。個人の健康はイメージしやすいと思いますが、社会的健康がどのような状態か、なかなかイメージしにくいと思います。そのため、この（イ）、（ウ）、（エ）の結果、どのような世の中になるのかというゴールが具体的にならないと、絵に描いた餅になってしまうのではないかと、お話を聞いていて思いました。その中で、本当に勝手なことを今日は言おうと思って来ておりますが、日本は釣りや狩猟がスポーツとしてあまり認識されておらず、レジャーや、有害動物の駆除というようなところであり、そのような、スポーツとはかなりかけ離れたところのものとして扱われていると思いますが、アメリカの障害者スポーツ雑誌では、釣りをする障害者もあり、狩猟をする障害者もいるということで、そのような方が雑誌に載っています。

例えば、最後のスポーツの世界から飛び出したところの、地域振興の推進というところで行くと、千葉は海や山があって、釣りをするにも狩猟をするにも非常に良い環境があるとも思いますし、狩猟は本当にハードルが高いので、実現という点でこの国ではなかなか難しいと思います。

ただ、千葉はキョンが沢山いて、困っている人たちがいると、これ以上増えたらいけないという状況でもあり、それが狩猟を楽しむ人と地域の人とのメリットというところで繋がってくるとやはり実現できるのかなという、具体的な絵が描けるようになってくると、この次期計画が活きてくるのではないかと思います。

また、釣りはユニバーサルなスポーツになる可能性があると思います。障害の有無に関係なく、環境さえ整えば誰でもできると思います。ただ、車椅子の人にとって、釣りのできる環境がどんどん減ってきており、今国際的な条約で、国際交易を行うところには近づけないような法律がどんどん厳しくなってきました。もともと、港は立入禁止の場所が多いですが、今まで釣りができたところが、警備員が立って入れなくなるというのが、千葉の港であちこち起きており、実際自分自身が釣りをするもので、釣りをできる場所が少なくなると外に出る機会が減ってきているというのが、実は身に染みて感じているところです。もう少し、障害があっても釣りができる場所が千葉にも増えたらいいというのが1つと、あと釣りをスポーツとして捉えて、釣り人のマナーを上げていくということができると思います。都市部だと国際的な条約によって、釣りが出来るところが減っていますが、地方に行くと、釣り人のマナーが悪いために、立入禁止となっている場所がどんどん増えています。例えば、ごみのポイ捨てや、漁業者に迷惑をかけたことですが、スポーツ文化というところまで釣りを高めていけば、そのようなマナーの改善にも繋がっていくのではないかと思いますので、長い目線で見えていただいて構わない話ではありますが、千葉の魅力を活かすというところでも、これまであまり日本ではスポーツとして扱われてこなかった釣りや狩猟というところを、このスポーツ推進計画に盛り込んでいただけるような、そういった未来を描くということも含めていただけるとありがたいと思っています。

【委員】

スポーツ基本法の概要のようなものを見ると、スポーツの公正と公平性の確保や、ハラスメントの項目、スポーツ団体のドーピング防止活動を進めていくといった項目がありますが、これらの内容はこの（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）のどこに当てはまるのかということが1つ思った点であり、もし、この（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）のこの枠組みの中に、今申し上げたような内容が入り込んでこないのであれば、もしかしたらそのような点が今かなりタイムリーな案件だと思いますので、そのような内容も入り込んできた方がいいのではないかと思います。また、もちろん暴力やハラスメントというのは実施する側を防止するというのも当たり前のことですが、今実際、自分が指導の現場に立っているという状況を考えたときに、逆も起こり得るリスクを自分で背負いながら、普段、指導に当たっております。私たちも、なるべく接触しないようにしますが、特に今女子を教えているという観点からすると、体操競技で女性の体に直接触れて補助等する必要もあるので、「先生それセクハラじゃないんですか」と言われるリスクもあります。それをどのように解決していくかは難しいと思いますが、そのような観点も入った中で、社会的に使い古された言葉かもしれないですが、インテグリティや、社会的な倫理観の醸成を育んでいくという項目も、このスポーツの価値というところに入り込んでくると思いますので、そのような観点を織り交ぜていただけるといいのではないかと感じました。

【小林生涯スポーツ振興課長】

今、御指摘の点につきまして、この論点（3）スポーツの価値や意義についてどのような観点をというところは、今回スポーツ基本法の改正で、基本理念等書かれている文言をここに載せさせていただいており、今おっしゃられましたドーピングや、暴力等の防止というものも、スポーツ基本法の改正でも基本的施策の中に入っております。

そのような具体的な施策につきましては、この計画で言いますと、リンクEの「競技力の向上とクリーンでフェアなスポーツの推進」といった項目に該当してくると思いますので、基本的な施策については整理していきたいと思っております。

【委員】

結局、インテグリティの高さや、非情に高潔なスポーツ界というのは、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）で言えば、やはり（ウ）のスポーツによる共生社会というところも関係してくると思います。

しかし、下の参考のところに書いてあります、第3期策定時からの社会の変化ということで、確かに第3期の計画ではスポーツそのものが有する価値、つまり、スポーツをすることによって得られる喜びや楽しみ、スポーツそのものの中に内在する喜びというものはありませんが、当然、第3期計画にもスポーツが社会を活性化する、スポーツの分野を越えてさらに貢献するという文言が入っていました。今、なぜここで社会の変化ということで、敢えてスポーツが社会活性化に寄与するという価値への期待が高まってきていることが抜き出されているかということ、先ほども申し上げたように、いわゆるスポーツの世界の中での共生や、インテグリティの高まりというものが期待されていましたが、それができてこなかったという話が1つ。それがきちんとできて、スポーツ

界は非常に素晴らしい世界であるということであれば、スポーツ界と手を組んで様々なことをやっていこうと、スポーツ以外の分野から目を向けてもらえるようなスポーツ界にならなければ、ここで言っているようなスポーツの分野を越えて社会活性化に寄与するということではできません。

スポーツ以外の分野が、スポーツ界は非常に暴力にまみれ、不正が横行している世界だと思えば、スポーツがスポーツの枠を超えて社会に貢献するということは、夢のまた夢であり、2段先の話です。

第3期計画ではどちらも示されていましたが、御存じのように、一歩目ですら未だにできていない部分がたくさんあります。スポーツ界が、他の分野から共同していこうと思ってもらえるほど、スポーツ界がクリーンで高潔で、そして社会の役に立つような世界になっているかという、まだまだなっていない部分もあります。ですから、引き続き、それはもちろんやっていますが、いい加減ここでスポーツ以外の分野、つまり社会全体の課題の解決に繋がるようなスポーツ界、階段ではツーステップ目に踏み出していきましょうという意欲の表れでもあると思います。

だから県でもきちんとそのような趣旨を汲み取って、そこにはツーステップあり、まずスポーツ界がしっかりやらなければならない。スポーツ界がしっかりとやったときに、はじめてスポーツ界がスポーツの枠を超えて社会全体の役に立つ立場になるという考えを持って、掲げていかなければならないのではないかと思います。

【議長】

前回と大きく変わるのは、気候変動による熱中症や、あるいはスポーツ現場のパワハラ、少子化などが問題として出てきているから、それを次の計画では具体的にどのように対応していくか、という話になります。

ただ、その前の段階として、ここに出てきた意義や価値についての観点をどう考えるかというのは大事なことです。

【委員】

捉え方ということからすれば、それはそうそう変わるものではない。計画や法律が改正される度に、「やはりここが大事なんだ」、「ここまで来ているが、ここからここまで相変わらずできていない」という、そのような振り返りが大事なのではないかと思います。

【委員】

第13次計画の主な指標の推移、今後の課題を拝見させていただきましたが、御説明いただいた中で目標達成からの現状というところで見ると、◎の目標達成、○が8割以上達成となったときに、この結果だけを見ると、何をもって8割達成なのか、どのように見たらいいのか理解できませんでした。このグラフの結果だけ見ると、パラスポーツのいわゆるリンクCのみ目標は達成しているものの、それ以外はほぼ目標達成していないとなると、29指標のうち◎、○に該当するものは限りなく少ないのではないかと思います。55.2%達成となった理由をもう少し整理した方がいいのではないかと思います。そうでないと、計画したことを推進できていないと捉えられてしまう可能性があるのではないかと

思います。目標を高くしすぎてしまったと言われればそれまでですが、この◎、○の見方というものについては、共有したほうがいいと思いますので、その点いかがでしょうか。

【事務局】

事務局から回答させていただきます。

資料3-1の3ページに、「目標達成率」という項目が一番右端に出ております。

例えばA-1ですと $b/c \times 100$ で92.0%、下まで行きましてF-3で60.0%ということで、こちらで実績値から出した達成率を出しております。そちらをもとに、すでに達成しているものがリンクAで1つ、リンクCで1つということで2指標ありましたということで、目標達成しているものが2つ◎ということです。

○については一定の線を引かないといけないというところで、恣意的に達成率8割以上を概ね達成として入れさせていただきました。80%を超えているものをリンクごとに数え上げまして、リンクAで10と、リンクFで今のところ0というところで、合計14指標が○という状況です

あくまで現時点で達成状況を捉えるときの考え方として挙げさせていただきました。

【委員】

それを受けてですが、おそらく、今後最終的にこの計画がどうだったかというところで、例えばリンクAであれば、夢チャレンジ等々で取り組んだ学校と、そうではない学校で体力が本当に違ったのか等、取組自体を評価しなければならないと思います。最終的にどのように取組を評価するか検討する必要があると思います。今、お示しいただいた目標達成率というところでは、確かに◎、○というところには可能性がありますが、本当に体力が上がったのか、何か取組によって改善したのかまではわかりません。今まで議論されたものが、ポジティブになっているかどうか検討していただきたいです。

【議長】

来年度が13次計画の最終年です。

計画を作るときに目標があって、その目標を達成するために年度ごとに計画を立てており、順調に進んでいけばそのまま行くだろうし、ちょっと見通しが甘かった場合には目標値を変えるのではなく、やり方を変えていくというようなことを考えると思います。実際にそれで変わってきているものはありますか。

【小林生涯スポーツ振興課長】

まさに、今回のリーフレットの作成がそうです。なかなか若い働き世代の方の実施率が上がっていかないという中で、去年予算を取り、今回リーフレットを作成しました。毎年、予算の範囲の中で、新しいことを考えているという状況です。

【議長】

現段階での見通しとしては、目標値に近づけられるという見込みはあるのでしょうか。

【小林生涯スポーツ振興課長】

この表を見ていただいた通り、なかなか実施率が上がっていないという中で、今後どうしているかを考えていかないといけないのかというのは課題だと思います。

【委員】

今後に向けてということで、13 次計画のときも少し申し上げた記憶がありますが、リンクというものの捉え方を、この際少し見直す必要もあるのではないかと思います。

例えば、リンクそれぞれの重みです。例えば、ウェルビーイングというものが入ってくれば、リンク B が「人生を豊かにするスポーツの推進」というのは少し大きいのではないかと思います。リンク D は物理的な環境であり、若干性質が違うのではないかと前々から思っているところです。それから、リンク F は「価値の発信とスポーツによる地域づくり」であり、若干性質が違うと思うので、やはりいわゆる生涯スポーツ、競技スポーツ、パラスポーツというものが一体となったような形でのスポーツ実践のリンクのようなものと、それを可能にするための環境と、それから最後がスポーツによる地域づくりと書いてありますが、先ほどの言葉で言えば、スポーツを推進することによる、いわゆるアウトカムの部分、波及的な効果、そして今回その中に、もしかするとスポーツの枠を超えたスポーツ以外の分野に対する価値のようなものも、これは数字でチェックするということには至らないかもしれませんが、計画としては上げていくということも可能性としてあるのではないかと思いますので、リンクそのものの見直しということも視野に入れて進めていくべきかと思っています。

重なり合うことが大前提なので、そういう意味ではリンクということ自体は当然です。部活にしても、地域にしても、複数の領域が重なり合わなければ、もう推進できないというぐらいの、前提的な立場を県としてしっかりと出す形ではないかと思います。

【議長】

皆さんの専門性を持ちまして、事務局に全部まとめていただきますので、まとめたものを考えるという形でいいかと思います。本日はお忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。

以上でお返しいたします。

【事務局】

越川会長、長時間にわたり進行いただきまして、ありがとうございました。

また、委員の皆様方、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日いただきました御意見等を踏まえまして、引き続き計画を推進していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和 7 年度第 1 回千葉県スポーツ推進審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。